



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

大宇宙 超銀河団 局所乙女座銀河団 局部銀河群
銀河系 太陽系第三惑星地球 日本国 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階

《会計・税務の知識》 地球外不動産の最新税務解説

2010年4月、山崎直子さんがディスカバリーに搭乗し国際宇宙ステーション組立ミッションに従事される予定です。約13日間の日程の中、ロボットアームの操作や物資移送作業の責任者として、活躍されることが期待されています。近い将来、日本人が地球外で生活することも夢ではありません。

他方、昨年12月に発表となった税制改正大綱によると、小規模宅地等の特例の見直しや2011年には相続税自体の課税ベース・税率構造の見直しも検討されている模様です。

今回は、そんな宇宙開発を踏まえ、地球外不動産と相続・贈与税に照準を合わせたいと思います。

1. 事案背景

月のコロニーを所有する日本在住のA氏は、体調を崩し始め、その有する月の土地の相続税が心配になりました。同居する子のB氏は、当該コロニー近くにいい出物があるため、自分だけ新しく購入して引越したいとも思っています。

2. 月の土地に関する法律関係

月の法律関係を考慮するにあたり、宇宙条約及び月協定を検討します。1967年発効の宇宙条約では「月その他の天体を含む宇宙空間は、～いかなる手段によっても国家による取得の対象とはならない」とし（宇条2）、国による所有権を否定しています。また、1984年発効の月協定では、「月の表面又は地下～は、いかなる国家、非政府団体又は自然人の所有にも帰属しない」とし（月協11）、個人の所有も否定しています。

日本は宇宙条約は締約しているものの、月協定は締約していないため、月の土地を所有することは可能と考えられます。

3. 相続税の納税義務

相続税法上、居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者は、納税義務の判断は、納税者の属性によりなされるものとされており、その財産の全部に対して相続税が課税されます（相法2）。

B氏は相続開始時に日本に居住していれば居住無制限納税義務者、月に居住していたとしてもA氏が日本に居住しているので非居住無制限納税義務者となり、いずれにせよ月の土地も相続税の対象です。

3. 小規模宅地等の特例

小規模宅地等の特例とは、一定の宅地等については相続税の課税価格の計算上、その評価額を減額できる特例です（措法69の4）。この特例については、対象となる宅地等に制限がないため、外国のみならず地球外の土地も対象になろうと思われれます。従って、本件土地についても要件を充足する限り、小規模宅地等の特例を適用する余地があると考えます。

4. 住宅取得等資金贈与の特例

2011年12月までに行われた一定の住宅取得等資金の贈与については、一定の金額を非課税とする特例があります（措法70の2）。しかし、対象となる不動産は日本にあるものに限られており（措令40の4の2）、月の不動産については対象外です。

5. 相続時精算課税の特例

相続時精算課税の特例とは、贈与時に贈与税を納め、相続時にその贈与財産と相続財産を合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除する制度です（相法21の9）。精算課税については対象財産の限定がないことから、月の不動産も対象とすることが可能と考えます。

他方、住宅取得等資金を受けた場合の精算課税の特例については、対象が日本にあるものに限られており（措令40の5）、月の不動産については対象外です。

6. 物納

相続税の納税については、一定の相続財産で納税を行う物納も認められています。しかし、物納財産は日本にあるものに限られており（相法41②）、月の土地を物納することはできません。

宇宙開発が促進する中、税制の改正を行うことが望まれますが、物納して日本国の所有となると、国による所有権を否定する宇宙条約に抵触してしまうため、締約国内での意見調整が必要と思われれます。

7. 小括

月の不動産については、比較的容易に購入することができ、当事務所のKunimuraも所有しております。よろしければブログもご参照ください。

<http://koyano-cpa.jp/blog/archives/category/kunimura>

以上

（文責：Yuki）